

療養証明書は、医療機関から発生届の提出があった方のみ発行できます。

※令和5年5月8日以降に診断された方は、療養証明書の発行はできません。

※令和4年9月26日から令和5年5月7日の間に診断された方は、「全数届出の見直し」に伴い療養証明書の発行対象が限定されておりますので、世田谷区のホームページで事前に必ずご確認ください。

※令和4年9月25日以前に診断された方は、医療機関からの届出が確認できた場合のみ発行します。

(↓確認いただきましたら✓をお願いいたします。)

発生届の提出があり、証明書の発行対象であることを確認した。

「宿泊・自宅療養証明書」発行申請書

世田谷保健所感染症対策課長あて

私は以下の事項が虚偽でないことを誓約し、療養証明書を申請します。

1	(フリガナ) 氏名		※保健所記入欄 ID :
2	生年月日	(西暦)	年 月 日
3	電話番号	—	—
4	住所 (療養期間中の住所)	〒	—
5	お送り先 (返信用封筒と共通)	※4に記載の住所とお送り先が異なる場合記入 住所 〒	— 氏名 続柄 ()
6	診断した医療機関		TEL :
7	診断日	※保健所記入欄 (西暦)	年 月 日
8	療養期間 ※ご不明な場合は空欄のまま で構いません	【発症日】 ※症状なしの場合は検体採取日 年 月 日	【療養終了日】 年 月 日
9	延長理由		

※保健所が記載する内容は、

①診断日から療養終了日が10日以内：診断日のみ

②診断日から療養終了日が10日を超える：診断日及び療養終了日 となります。

※本証明書は宿泊、自宅療養をしていた期間が対象となります。

入院の期間については医療機関にお問い合わせください。